

議案第112号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

甲府市長 橋 口 雄 一

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(9) 地方税共同機構

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

職員を派遣することができる団体に地方税共同機構を追加するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。